

地域外からの労働者確保に関する特記仕様書(奥能登地区)

第1条

本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費、維持・補修費

(宿泊費、借上費、維持・補修費については、労務者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課

なお、設計変更の対象は、労働者確保に係る費用に限るものとするが、被災地域特有の事情がある場合は、営繕費のうち宿泊費、維持・補修費、労務管理費のうち通勤等に要する費用、租税公課について、技術者に係る費用も含めることができるものとする。

ただし、労務管理費については、通勤に要する燃料費用のみを対象とする。

第2条

発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。

第3条

受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条

最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費として実際に支払った全ての費目(様式3から13)及び証明書類(領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に月毎に提出し確認を受け、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

第7条

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条

疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第9条

地域の社会情勢等により、建設労働者宿舎が必要となる場合は、「建設業附属寄宿舍規程(厚生労働省)」及び「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン(厚生労働省)」を満たす宿舎を、受発注者協議のうえ、設置・撤去及び維持・補修するものとする。

なお、労働者宿舎の設置箇所、設置規模や補修程度については、受発注者間で実施計画書等により協議し決定するものとする。

また、本工事で設置した建設労働者宿舎を撤去しない場合は、工事完了後に発注者が指定する者へ引き継ぐものとする。